

11月30日(いいみらい)は「年金の日」です!!

厚生労働省では、「国民お一人お一人、『ねんきんネット』等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを 巡らしていただく日」として、11月30日を「年金の日」としています。

『ねんきんネット』をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金 記録を確認できるほか、ご自身の年金記録から様々な条件を設定した上で、年金見込額の試算 をすることもできます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

年金生活者支援給付金制度のご案内

所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に 上乗せして支給されるものです。対象者の方には、日本年金機構より封筒が 届きます。お早めに提出してください。

※現在、給付金を受け取られている方のお手続きは不要です。

給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092

お問い合わせ:名護年金事務所 ☎0980-52-2522 自動音声 ①番▶②番 村民課 年金係 ☎966-1205



2023年漁業センサスにご協力をお願いします!

農林水産省は、令和5年11月1日現在で「2023年漁業センサス」を実施します。 調査員が訪問し調査票をお届けしますので、ご回答をお願いします。なお、スマート フォン等を利用したオンラインでの回答も可能です。回答内容は、統計を作成するため だけに使われます。

「漁業センサス」は、漁業の現状を知り、将来を考えるための大切な調査です。ご協力 をお願いします。



お問い合わせ:企画課 ☎966-1201

産前産後期間の保険税が免除されます!

令和6年1月1日から出産する国保被保険者の国保税のうち、所得割額と均等割額が免除になります。

出 免除を受けるためには、原則、世帯主が届け出る必要があります。

免除期間 単胎妊娠の場合:出産予定月(または出産月)の前月から4か月

多胎妊娠の場合:出産予定月(または出産月)の3か月前から6か月

例・一の日が合除

出産予定月(または出産月)	令和5年			令和6年					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
令和5年11月		出産							
令和5年12月			出産						
令和6年 2月					出産				
令和6年 4月 (多胎妊娠)							出産		

お問い合わせ:健康保険課 ☎966-1217